

○山梨県辺地振興条例施行規則

昭和四十年十月二十日
山梨県規則第五十九号

山梨県辺地振興条例施行規則を次のように定める。

山梨県辺地振興条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県辺地振興条例(昭和四十年山梨県条例第五十七号。以下「条例」という。)に基づき、及び条例を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(辺地の要件)

第二条 条例第二条に規定する規則で定める要件は、次の各号に定める基準に該当している地域であることとする。

- 一 当該地域の中心(当該地域内において、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十一条の規定に基づき固定資産課税台帳に登録された宅地の三・三平方メートル当たりの価格が最高の価格である地点をいう。以下同じ。)を含む五平方キロメートル以内の面積の区域の人口(第七条の規定により辺地振興資金借入申請書を提出する日の属する年度の初日において住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳にその氏名が記載されている住民の数をいう。)が三十人以上であること。
 - 二 当該地域について、次の規定により算出されたへんぴな程度を示す点数(以下「辺地度点数」という。)が六十点以上であること。
- 2 辺地度点数は、当該地域に係る別表第一の上欄の一から八までに掲げる要素に係る距離を、それぞれ同表の下欄に掲げる単位距離で除して得た数値(小数点以下の端数は切り上げるものとする。)に一点を乗じて得た点数(五十点以上となるときは五十点とする。)の合計点数に、当該地域に係る別表第二の上欄の一から六までに掲げる要素についてそれぞれ同表の下欄に掲げる該当点数の合計点数を合算して算定するものとする。
- 3 前項の算定において、別表第一の上欄の三及び四に掲げる要素に係る距離を用いた場合においては同表の上欄の四の二に掲げる要素に係る距離は用いないこととし、同表の上欄の四の二に掲げる要素に係る距離を用いた場合においては同表の上欄の三及び四に掲げる要素に係る距離は用いないこととする。
- 4 前二項の辺地度点数を算定する場合において、交通機関のない部分の全部分又は一部が次の各号の一に該当するときは、別表第一の上欄に掲げる要素に係る距離について、当該各号に定めるところにより補正を行なうものとする。
- 一 急こう配又は狭あいである等の自然的条件により交通が困難な部分がある場合、当該部分の距離については、当該距離に一・五を乗ずる。
 - 二 急こう配かつ狭あいである等の自然的条件により交通が著しく困難な部分がある場

合、当該部分の距離については、当該距離に二・〇を乗ずる。

(昭四二規則二三・平一二規則六七・一部改正)

(辺地対策事業)

第三条 条例第三条第一項に規定する辺地対策事業で規則で定めるものは、次に掲げる公共施設の整備事業とする。

- 一 道路
- 二 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための寄宿舎又は自動車
- 三 へき地集会室
- 四 診療施設
- 五 飲用水供給施設
- 六 行政連絡用電気通信施設
- 七 生活物資搬入用の動力索道
- 八 前各号に掲げるもののほか、辺地住民の生活文化水準の向上に寄与する恒久的施設で、知事が相当と認めるもの

(平一二規則六七・一部改正)

(規則で定める資金)

第四条 条例第三条第二項に規定する規則で定める資金は、条例第三条第一項の規定により貸し付けた資金の元利償還金とする。

(融通を受けることができる市町村の要件)

第五条 条例第三条第一項に規定する資金(以下「資金」という。)の融通を受けることができる市町村は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならないものとする。

- 一 財政運営が健全であること。
- 二 償還能力が充分であり、かつ、将来の財政運営に支障がないこと。
- 三 前年度の決算における地方税の徴収成績が良好であること。

(融通の方法)

第六条 資金の融通は、証書貸付けの方法により行なうものとする。

(借入れの申請)

第七条 資金の借入れの申請をしようとする市町村は、別に定める期日までに、辺地振興資産借入申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 辺地対策事業計画書(第二号様式)
- 二 事業の設計書又はこれに代わる概要書
- 三 事業の施行箇所等を明確に図示した辺地の地図

(平一五規則四六・一部改正)

(融通の内定)

第八条 知事は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、その内容を検討したうえ、融通額を内定し、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(借入れの申込み)

第九条 前条に規定する融通の内定の通知を受けた市町村は、辺地振興資金借入申込書(第三号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 関係予算の写し
- 二 工事請負業者等との契約書の写し
- 三 完成検査調書又はこれに代わる書類
- 四 辺地対策事業実施状況調書(第四号様式)

(平一五規則四六・一部改正)

(融通の決定)

第十条 知事は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、融通額を決定し、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(資金の融通)

第十一条 前条に規定する融通の決定の通知を受けた市町村は、辺地振興資金借用証書(第五号様式)に、償還年次表(第六号様式)を添えて知事に提出し、資金の融通を受けるものとする。

(償還期日)

第十二条 元利償還金の償還期日は、毎年九月三十日(その日が土曜日に当たるときは、十月二日)とする。

(平元規則一・一部改正)

(繰上償還)

第十三条 資金の融通を受けた市町村(以下「借入市町村」という。)が、資金の繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする日の二十日前までに、辺地振興資金繰上償還申請書(第七号様式)を知事に提出するものとする。

(元利補給金の額)

第十四条 条例第五条に規定する規則で定める額は、毎年度、借入市町村が支払った当該年度分の元利償還金のうち、平成十五年度以前に融通額を決定された資金に係る元利償還金の額に百分の五十五を乗じて得た額と平成十六年度以後に融通額を決定された資金に係る元利償還金の額に百分の四十を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(昭四二規則二三・昭五一規則六四・平一六規則四・一部改正)

(元利補給金の交付の申請)

第十五条 条例第五条に規定する元利補給金の交付を受けようとする借入市町村は、毎年十月三十一日までに、辺地振興資金元利補給金交付申請書(第八号様式)を知事に提出しなければならない。

(元利補給金の交付)

第十六条 知事は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、その内容を審査したうえ、元利補給金を交付すべきものと認めたときは、毎年十一月中に交付するものとする。

(実地検査等)

第十七条 知事が、必要があると認めたときは、借入市町村の資金の使用又は融通の対象となつた事業の実施の状況について、実地に検査し、又は関係資料の提出を求めることがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四五年規則第四九号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、第八条の規定は、昭和四十五年八月一日から適用する。

附 則(昭和五一年規則第六四号)

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則(平成元年規則第一号)

この規則は、平成元年二月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第六七号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第四六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県辺地振興条例施行規則の規定に基づき提出されている申込書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県辺地振興条例施行規則の規定に基づき提出された申込書その他の書類とみなす。

附 則(平成一六年規則第四号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一

(昭四二規則二三・平一二規則六七・一部改正)

要素	単位距離(単位キロメートル)
----	----------------

一 最短の距離(地域の中心から通常利用する場合における経路のうち最短のもの(の長さをいう。以下同じ。)にある駅又は停留所までの当該最短の距離		〇、二〇
二 当該地域の児童が通学すべき小学校の本校までの最短の距離	交通機関のない部分	〇、一七
	交通機関のある部分	〇、三三
三 当該地域の生徒が通学すべき中学校の本校までの最短の距離	交通機関のない部分	〇、三三
	交通機関のある部分	〇、六七
四 最短の距離にある高等学校(定時制の課程のみの高等学校を除く。)までの当該最短の距離	交通機関のない部分	一、〇〇
	交通機関のある部分	二、〇〇
四の二 最短の距離にある中等教育学校までの当該最短の距離	交通機関のない部分	〇、二五
	交通機関のある部分	〇、五〇
五 最短の距離にある病院又は診療所(医師の常勤していないもの及び歯科医業のみを行なうものを除く。)までの当該最短の距離	交通機関のない部分	〇、一七
	交通機関のある部分	〇、三三
六 最短の距離にある郵便局(簡易郵便局を除く。)までの当該最短の距離	交通機関のない部分	〇、三三
	交通機関のある部分	〇、六七
七 当該地域を包括する市町村の事務所(支所及び出張所を除く。以下同じ。)までの最短の距離	交通機関のない部分	〇、六七
	交通機関のある部分	一、三三
八 最短の距離にある市の事務所又は当該地域を含む郡の中心と認められる町若しくは村の事務所までの当該最短の距離	交通機関のない部分	一、六七
	交通機関のある部分	三、三三

別表第二

(昭四二規則二三・平二三規則一〇・一部改正)

要素	点数	
一 最短の距離にある駅又は停留所における交通機関の一日平均運行回数	一往復以下	二〇
	二往復及び三往復	一五
	四往復及び五往復	一〇

	六往復及び七往復	五
二 最短の距離にある駅又は停留所における交通機関が積雪、なだれ、でいねい、地すべり等の自然的条件によりその運行を休止する場合における過去三年間の平均運行休止期間	三十日以上五十九日以下	一〇
	六十日以上八十九日以下	二〇
	九十日以上	三〇
三 当該地域における無点灯戸数の全戸数に対する割合	十割	五〇
	五割以上十割未満	三〇
	三割以上五割未満	二〇
	一割以上三割未満	一〇
四 当該地域において電気の供給が制限されている場合		一〇
五 当該地域に電話がない場合		二〇
五の二 当該地域において携帯電話が一社も通じない場合		一〇
六 当該地域において飲用水を主として天水又は川水等から求めなければならない場合		三〇

第1号様式

文書番号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

市町村長 氏名印

年度辺地振興資金借入申請書

年度辺地振興資金を下記のとおり融通されたく別紙事業計画書を添えて申請します。

記

1 金額

千円

- 2 目的 事業の財源に充てるため
- 3 辺地の概況
- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
- (2) 地域の中心の位置
- (3) 辺地度点数 点
- 4 公共施設の整備を必要とする理由

第2号様式(第7条関係)
(平15規則46・全改)

辺地対策事業計画書

市町村名

(単位 千円)

優先 順位	事業 名	全体計画		年 度事 業費	財源内訳						予 算 計 上 の 有 無	事 業 概 要	事 業 効 果	
		総 事 業 費	事 業 期 間		国 庫 支 出 金	県 支 出 金	分 担 金 そ の 他	地 方 債	振 興 資 金	一 般 財 源				
	計													

第3号様式(第9条関係)
(平15規則46・一部改正)

年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

第5号様式

(昭42規則23・昭45規則49・一部改正)

年 月 日

山梨県知事 氏名殿

市町村長 氏名印

辺地振興資金借用証書

金	円也
---	----

上記の金額を本日下記条件をもつて借用しました。

- 1 資金年度 年度
- 2 借入金の用途
- 3 利率 年6.5パーセント ただし、金利情勢の変動に応じて変更されてもさしつかえありません。
- 4 利息 利息は、借入れの翌日から計算するものとします。
支払期日までの期間が1箇年に満たない利息は、その期間に属する計算期間の現日数を基礎とし、日割計算によるものとします。

5 元利金の支払の方法	借入金の償還は、年の元金均等償還の方法によりますが、1千円未満の端数があるときは、最終償還期日に償還することとし、別紙償還年次表のとおり償還します。
-------------	--

- 6 繰上償還 (1) 借入金の全部又は一部を繰上償還することができるものとします。
この場合は、繰上償還しようとする日の20日前までに繰上償還申請書を知事に提出するものとします。
(2) 次の各号の一に該当する場合において、借入金の全部又は一部の繰上償還を求められた場合は、繰上償還いたします。
(ア) 借入金の対象となつた事業の全部又は一部を実施しないとき。
(イ) 借入金を目的外の用途に使用したとき。
(ウ) 借入金の元利償還金の支払を怠つたとき。
- 7 延滞金 償還期日に元利金の全部又は一部の支払を怠つた場合は、延滞元利金に対し償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合による延滞金を支払います。

8 元利金の支払場所	山梨中央銀行 店
------------	----------

9 調査 借入金の使用状況について、実地に検査し、又は関係資料の提出を求められた場合は、その指示に従います。

備考 金額は壱弍参拾等の数字を用い、これを訂正してはならない。

第6号様式(第11条関係)

(昭45規則49・平元規則1・一部改正)

償還年次表					
		借入額	千円	利率年	パーセント
年度	元利金支払期日	未償還元金	償還所要額		
			元金	利子	計
年度	年 月 日	千円	円	円	円
合計					

第7号様式

文書番号
年 月 日

山梨県知事 氏名殿

市町村長 氏名印

辺地振興資金繰上償還申請書

上記資金を下記のとおり繰上償還いたします。

記

資金の年度区分	借入年月日	当初借入額	現在額	繰上償還額	繰上償還日
		千円	千円	千円	

繰上償還の理由

第8号様式(第15条関係)

(平16規則4・全改)

年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

年度辺地振興資金元利補給金交付申請書

年度辺地振興資金元利補給金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

借入額	借入年月日	未償還元金	年度分元金償還額及び利子支払額		
			元金	利子	合計
円	年 月 日	円	円	円	円
小計(平成15年度以前融通決定分)					(a)
小計(平成16年度以後融通決定分)					(b)
合計					

元利補給金交付申請額 金 千円

計算式 ◆イメージ有り◆